



各 位

2025 年 1 月 15 日

会 社 名 株式会社モンスターラボホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鮎川 宏樹
(コード：5255、グロース市場)
問合せ先 C F O 鈴木 澄人
(T E L . 03-4455-7243)

**第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、
資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分に関するお知らせ**

当社は、2025 年 1 月 15 日付の取締役会において、次の①から④までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 2025 年 3 月 27 日に開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において本第三者割当増資（以下で定義します。）に係る議案及び本定款変更（下記②において定義します。）に係る議案の承認が得られること並びに本定款変更の効力が発生することを条件として、株式会社山陰合同銀行（以下「割当予定先」といいます。）との間で、A 種種類株式（以下「本優先株式」といいます。）に係る引受契約書（以下「本引受契約」といいます。）を締結し、第三者割当の方法により、割当予定先に総額 3,300 百万円の本優先株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。詳細については下記「Ⅰ. 本第三者割当について」をご参照ください。）
- ② 本株主総会において本第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件として、本優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。詳細については下記「Ⅱ. 本定款変更について」をご参照ください。）
- ③ 本株主総会において本資本金等の額の減少（以下で定義します。）に係る議案が承認されること及び本第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件として、本第三者割当増資の払込期日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少する（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）とともに、本株主総会において本剰余金の処分（以下で定義します。）に係る議案が承認されること及び本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件として、本資本金等の額の減少により増加したその他資本剰余金の一部により繰越利益剰余金の欠損を填補すること（以下「本剰余金の処分」といいます。詳細については下記「Ⅲ. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分について」をご参照ください。）

- ④ 本第三者割当増資、本定款変更、本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分に係る議案を本株主総会に付議すること

なお、本第三者割当増資に係る本優先株式の発行と払込みは、それぞれ一定の事項を条件としております。

I. 本第三者割当増資について

1. 本優先株式募集の概要

(1)	払込期日	2025年3月28日
(2)	発行新株式数	33,000,000株
(3)	発行価額	1株につき、100円
(4)	調達資金の額	3,300,000,000円
(5)	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により割り当てる。 株式会社山陰合同銀行 33,000,000株
(6)	転換価額	2024年11月27日から2025年1月14日までの株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。）である95.9円
(7)	その他	詳細は別紙1「株式会社モンスターラボホールディングスA種種類株式発行要項」をご参照ください。 本優先株式の発行は、本株主総会において本第三者割当増資及び本定款変更に係る議案の承認が得られること並びに本定款変更の効力が発生することを条件としております。 割当予定先による本優先株式に係る払い込みは、大要、①本引受契約に定める当社の表明保証が、重要な点において真実かつ正確であること、②払込期日以前に、当社が本引受契約に基づき履行又は遵守すべき義務についての重大な不履行又は違反が存しないこと、③総数引受契約が有効に締結され、かつ存続していること、④本第三者割当増資の実行を制限又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等がなされておらず、そのための手続が係属されていないこと、⑤当社において、本第三者割当増資に関して必要となる法令等上及び当社の社内規程（定款を含む。）上必要な一切の手続（但し、払込期日前に必要な事項に限る。）が全て適法かつ有効に履践されかつ完了していることを条件としております。

2. 本第三者割当増資の目的及び理由

(1) 本第三者割当増資の経緯・目的

当社グループは、「多様性を活かし、テクノロジーで世界を変える」をミッションとして、世界の課題を解決するようなプロダクトやサービス、エコシステムをデジタルパートナーとしてクライアントと共に作り上げると同時に、国境を越えて「働く機会」「成長する機会」「世界の問題を解決するようなプロジェクトに参画する機会」などの「機会」を提供することで、より良い世界の実現に貢献することを目指しており、主に企業や自治体に対して事業課題や新規事業のニーズに合わせてDXを支援するメイン事業「デジタルコンサルティング事業」を、日本国内及びアジア・パシフィック地域を指すAPAC、ヨーロッパ、中東及びアフリカ地域を指すEMEA、北米、中米及び南米地域を指すAMERの3つのリージョンに分類した世界12の国と地域で展開しております。

売上収益についても事業を展開するエリアの拡大に伴い、2016年から2022年までの過去6年間で40%の年平均成長率を達成しており、特にEMEA及びAMERでは、高成長を前提にした先行投資的な採用を積極的に進めてきました。しかしながらこれらの地域では、市場慣習の影響もあり、大型案件の獲得に想定以上の時間を要したことから、直近での成長速度が当初想定を下回る状況が続き、非稼働人員数が大きくなった結果、赤字体質が形成される結果となっております。

こうした状況の中、2023年下期から赤字拠点の閉鎖や非稼働人員の整理などの検討を始めたものの、同時期に他社資本も含めた戦略的提携（以下「本戦略的提携」といいます。）の議論が始動することとなりました。当該提携についての交渉及び議論がEMEA及びAMERの現体制が維持されることを前提としていたことから、この交渉過程においてそれぞれの地域における構造改革の実施を見合わせておりました。

しかしながら、2024年5月下旬において、本戦略的提携の検討を中止とすることが決定されたことを受け、赤字体質の改善を目指して非稼働人員の削減を中心とした構造改革の検討を開始しました。その結果、2024年5月31日に公表しました「連結子会社の人員削減等の合理化及び連結子会社の解散の方針決定に関するお知らせ」にてご報告しておりますとおり、高い成長を見込んでおりましたEMEA及びAMERにおいて、大規模プロジェクトの開始時期が大幅に遅れるなどの理由から稼働率が低下し、足元で赤字を計上している状況を踏まえ、EMEA及びAMERのコスト構造を抜本的に見直すことで、早期の黒字化を実現すべく、非稼働人員を中心にした人員削減と、オフィスの縮小やITコストの見直し等を実行していくことを決定いたしました。

その中で、2024年8月14日に公表いたしました「人員削減等の合理化に伴う一時費用及び減損損失の計上、並びに役員報酬減額のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、EMEA及びAMERにおいて当初想定されていた収益が見込めなくなったことから、当社が保有する連結子会社であるMonstarlab LLC及びGenieology Design DMCCについて、両社に係

るのれんの減損損失としてそれぞれ 1,018 百万円と 1,743 百万円を計上すると共に、当社連結子会社である Monstarlab Information Technology LLC が保有するのれんの減損損失 938 百万円を計上し、複数の連結子会社及び孫会社において計 441 百万円の固定資産減損損失を計上いたしました。これにより、当社グループにおいては減損損失を計 4,140 百万円計上し、2024 年 12 月期第 2 四半期末時点において連結純資産が 2,593 百万円の債務超過となっております。

また、2024 年 9 月 19 日に公表いたしました「第三者割当による第 81 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社の債務超過の状況を勘案し、成長基盤を確立し一日も早い成長路線への回帰を目指す上で、機動的な資金調達手段を確保しつつ、かつ既存株主の利益に十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、第 81 回新株予約権、第 5 回社債及び第 6 回社債を発行することで資金調達を実施いたしました。

さらに、グループ組織再編として、2024 年 9 月 19 日に公表いたしました「子会社の異動（子会社及び孫会社の破産又は清算）に関するお知らせ」及び「子会社株式譲渡（子会社異動）に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社連結子会社である Monstarlab Denmark ApS（以下「MLDK」といいます。）並びに MLDK の完全子会社（当社の孫会社）である Monstarlab Czech Republic. s.r.o 及び Monstarlab Middle East DMCC の 3 社について、破産手続開始の申立てを行うこと並びに MLDK の完全子会社（当社の孫会社）である Monstarlab UK Limited を清算又は破産すると共に、Genieology Design DMCC の株式を譲渡することを決議しました。

かかる状況下、当社は、海外拠点における人員の最適化やオフィス縮小等の抜本的なグループ組織再編を進めることで費用削減効果をもたらすと共に、当社が得意としている新規サービスやビジネス変革、顧客体験変革といったイノベーション創出や売上向上型 DX に関する案件受注について引き続き売上の継続的な獲得を目指しつつ、データ・エンタープライズ案件、生成 AI 案件といった新たな注力領域の案件獲得を強化しております。

しかしながら、2024 年 9 月末現在で、社債及び借入金は総額 9,485 百万円に及んでおり、1,293 百万円の現金及び預金を保有しておりますが、債務超過額は 3,011 百万円となっております。当社の財務体質の改善には、構造改革による事業強化、収益力の強化を行うのみならず、資本増強を行うことにより、早急に自己資本の充実を図り、金融機関からの負債調達額と自己資本の額のバランスをとることが不可欠と判断し、このたび、本第三者割当増資を行うことといたしました。

本第三者割当増資及びグループ組織再編に伴い、不採算拠点である欧州、中東子会社を撤退、縮小し、従来より収益の柱である APAC、コスト削減が奏功し利益体質が大きく改善した AMER といった収益性・成長性の高い事業に集中することで、経営リスクを低減させ、健全な利益創出と成長のバランスをとった経営への移行を図ります。本第三者割当増資によ

る払込金は、金利コストの削減、財務体質の強化、借入依存度の低減を目的として、借入金の一部返済に充当をする予定です。

(2) 本第三者割当増資により資金調達を実施する理由

上記「(1) 本第三者割当増資の経緯・目的」のとおり、当社は、2024年9月末現在で、社債及び借入金は総額9,485百万円に及んでおり、1,293百万円の現金及び預金を保有しておりますが、債務超過額は3,011百万円となっており、財務体質の安定化を図るため、金融機関からの借入や社債の発行等による負債性の資金調達ではなく、資本増強による資金調達を実施する必要があります。既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、様々な選択肢を検討しましたが、第三者割当による新株式発行は、将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいことから、この手法による資金調達は難しいと判断しました。そこで、当社としては、議決権の無い優先株式の発行によって資金調達を実施することで、必要な資金を確実に調達し、債務超過の解消を図るとともに、普通株式への転換可能時期を2028年3月28日以降とすることで普通株式の急激な希薄化を抑制することが、資本増強及び既存の株主の皆様の利益への配慮という観点から最適な資金調達手段であると判断し、当社の主要取引金融機関である割当予定先に対して、本優先株式を発行することといたしました。

(3) 本優先株式の概要

① 優先配当

本優先株式の優先配当年率は、日本円TIBOR（6か月物）に2.0%を加算した数値に設定されており、本優先株式の株主（以下「本優先株主」といいます。）は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、本優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。また、本優先株式は参加型であり、本優先株主は、当該優先配当に加え、普通株主に配当を行うときは、本優先株式1株につき、それぞれ、普通株式1株当たりの剰余金と同額の剰余金の配当を受け取ることができます。

② 普通株式を対価とする取得請求権

本優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権（以下「本普通株式対価取得請求権」といいます。）が付されております。本優先株式発行要項において、本優先株主は、本優先株式について最初の払込みがなされた日（以下「本払込日」といいます。）以降、いつでも、当社に対して、当社の普通株式を対価として本優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、本引受契約において、本優先株主は、本払込日から3年後の応当日である2028年3月28日以降に限り、本普通株式対価取得請求権を行使できることとされております（但し、一定の場合は当該期間中も本普通株式対価取得請求権を行使することができます。下記「6. 割当予定先の選定理由等」の「(2) 割当予定先を選定

した理由」の「エ 普通株式を対価とする取得請求権に関する合意事項」をご参照ください。)。当社としましては、当社の経済的状況、即時の希薄化の懸念の抑制及び事業再建計画の実行可能性等を考慮し、割当予定先と協議した結果、本普通株式対価取得請求権の行使が制限される期間を3年と設定しました。本普通株式対価取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、本優先株式1株あたりの払込金額(100円)(以下「本払込金額」といいます。)に累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額を、取得価額で除して得られる数となります。なお、累積未払配当金相当額とは、ある事業年度において本優先株主に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る上記①に定める優先配当金(以下「A種優先配当金」といいます。)の額に達しない場合において、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)まで、同事業年度に係る上記①に定める配当年率で単利計算により累積するところのその額をいい、日割未払優先配当金額とは、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該分配日が2025年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行う方法(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)により算出されるA種優先配当金相当額をいいます。取得価額(以下「取得価額」といいます。)は、足元の当社の経営状況や、第81回新株予約権の行使による希薄化及びその可能性が当社の株価に対して短期的に影響を与える可能性があることを考慮し、一時的な株価変動の影響を排除するのに適切な期間を割当予定先と協議の上、2025年1月15日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の終値の平均値(以下「終値平均」といいます。)(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。)である95.9円(2025年1月14日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の終値である82円の116.95%に相当します。)としております。

③ 金銭を対価とする取得条項

本優先株式には、金銭を対価とする取得条項(以下「本金銭対価取得条項」といいます。)が付されております。当社は、本払込日の翌日以降いつでも当社の取締役会が別に定める日(但し、当社は、14日前までに、書面による通知を本優先株主に対して行うことを要します。以下「取得日」といいます。)が到来することをもって、取得日における分配可能額を限度として、金銭を対価として、本優先株式の全部又は一部を取得することができます。本金銭対価取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、本優先株式1株につき、本払込金額に累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額となります。なお、一部取得を行うにあたり、本優先株主が複数存在する場合には、取得する本優先株式は、比例按

分により当社の取締役会が決定します。また、原則として本普通株式対価取得請求権と本金銭対価取得条項の優劣関係は、効力発生日の先後により決まることとなりますが、本引受契約上、割当予定先が本金銭対価取得条項の発動に係る当社からの通知を受領した場合、割当予定先は本普通株式対価取得請求権を行使できないものとされております。

④ 本優先株式発行による当社普通株式の希薄化について

上記のとおり、割当予定先は、原則として2028年3月28日までは、本普通株式対価取得請求権を行使することはできません。そのため当社は、普通株式の早期の希薄化を回避することができます。また、当社は、グループ組織再編に伴い、収益性・成長性の高い事業に集中することで収益性を改善し、内部留保資金の積み上げを行い、金銭を対価とする取得条項を用いて本優先株式を取得することにより、本普通株式対価取得請求権による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することを目指しております。

⑤ 議決権及び譲渡制限

本優先株式には、株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

⑥ その他

その他の本優先株式の詳細につきましては、別紙1「株式会社モンスターラボホールディングスA種種類株式発行要項」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	3,300,000,000円
②発行諸費用の概算額	45,000,000円
③差引手取概算額	3,255,000,000円

※発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税のほか、本優先株式の価値評価費用、弁護士費用その他のアドバイザー費用等を見込んでおります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
割当予定先である株式会社山陰合同銀行からの借入金の返済	3,255,000,000円	2025年3月28日

※本第三者割当増資に係る払込金受領後直ちに、当該払込金全額を、割当予定先に対する以下の借入金のうち、3,300,000,000円に相当する元本の返済として支出し、発行諸費用は

手元資金より支出します。当該借入金は有効的な事業活用を図る事を目的とした運転資金として借入を行いました。

借入日付	借入残高 (円)	利率	担保	当初返済予定時期
2020年6月1日	33,350,000	2.05%	無	毎月末日/3,333,000円 最終返済予定： 2025年5月31日
2021年4月20日	340,480,000	1.20%	無	毎月末日/7,738,000円 最終返済予定： 2028年3月31日
2022年3月31日	106,676,000	2.00%	無	毎月末日/3,333,000円 最終返済予定： 2027年3月31日
2022年9月27日	185,730,000	2.00%	無	毎月末日/14,285,000円 最終返済予定： 2025年8月31日
2024年3月29日	800,000,000	2.15%	無	2024年6月30日
2024年4月9日	90,000,000	2.15%	無	2024年6月30日
2024年4月24日	310,000,000	2.15%	無	2024年6月30日
2024年5月30日	1,500,000,000	1.32364%	無	2024年11月29日

また、当該借入金返済後の当社の借入金の残額は以下のとおりです。

金融機関	残額
株式会社山陰合同銀行	3,446,236,000円
島根中央信用金庫	500,000,000円
株式会社鳥取銀行	450,014,000円
株式会社みずほ銀行	433,340,000円
株式会社日本政策金融公庫	348,800,000円
しまね信用金庫	300,000,000円
株式会社三井住友銀行	291,670,000円
株式会社SBI 新生銀行	100,000,000円

計	5,870,060,000 円
---	-----------------

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式の発行により調達する資金については、割当予定先から当社が借り入れている有利子負債の弁済のための資金として使用することで、資本の増強と有利子負債の圧縮を行い、2024年10月8日より行使が開始されている第81回新株予約権行使による資金調達も合わせることで当社の債務超過の解消に資することから、上記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに対して本優先株式の価値算定を依頼し、本優先株式の価値算定書（以下「本算定書」といいます。）を取得しております。第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングは、本優先株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、一定の前提（当社普通株式の株価（82円）、本優先株式の転換価額（95.9円）、当社普通株式の配当（0円）、想定満期日（元本償還可能目安として、5年後を想定）、無リスクレート（0.828%）、株価変動性（ボラティリティ）（約50.96%）、本優先株式の配当利率（TIBOR6M+2.0%（約2.6%））等）の下、本優先株式の公正価値の算定をしております。本算定書において2025年1月14日の東京証券取引所終値を基準として算定された本優先株式の価値は、1株あたり103円とされております。この算定結果に対し、割当予定先との協議により決定した本優先株式の払込金額である100円は、2.91%のディスカウント率となっております。

当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるプルータスによる本算定書における上記算定結果を踏まえ、当社の置かれた足元の厳しい状況も考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて本優先株式の条件を決定しており、本優先株式の発行条件は合理的であると判断しております。

また、監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本優先株式の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額は当該第三者算定機関によって算出された当該評価額を下回るものの、そのディスカウント率は2.91%であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

しかしながら、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本優先

株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第 199 条第 2 項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本優先株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を 33,000,000 株発行することにより、総額 3,300,000,000 円を調達いたしますが、上述した本優先株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、本優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。また、本優先株式については、株主総会における議決権がありませんが、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。

本優先株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提で本優先株式の全部について取得価額にて普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、議決権数 344,108 個の普通株式が交付されることとなります。また 2024 年 9 月 19 日公表の「第三者割当による第 81 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」のとおり、2024 年 10 月 7 日に割り当てた新株予約権の発行による潜在株式数 30,000,000 株を含めた場合には、議決権数合計 644,108 個の普通株式が交付されることとなり、これらの議決権数の合計は、2024 年 6 月 30 日現在の当社の発行済普通株式に係る議決権の数（343,191 個）に対して 187.68%となります。また、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が発生した場合、希薄化率はさらに大きくなる可能性があります。

このように、本優先株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、当社普通株式の希薄化が生じることとなりますが、(i)本第三者割当増資による当社の自己資本の増強及び有利子負債の圧縮による債務超過の解消に資すること、(ii)本優先株式には金銭を対価とする取得条項が付されており、当社の判断により、本優先株式を強制償還することで、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の発生を一定程度抑制することが可能な設計がなされていること等により、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なくするための方策を講じております。このような観点から、本第三者割当増資における株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（2024 年 9 月 30 日現在）

(1) 名称	株式会社山陰合同銀行
(2) 所在地	島根県松江市魚町 10 番地
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 山崎 徹
(4) 事業内容	銀行業

(5) 資本金	20,705 百万円		
(6) 設立年月日	1941 年 7 月 1 日		
(7) 発行済株式数	156,977,472 株		
(8) 決算期	3 月 31 日		
(9) 従業員数	1,944 名		
(10) 主要取引先	—		
(11) 主要取引銀行	—		
(12) 大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	12.02%	
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6.78%	
	日本生命保険相互会社	2.66%	
	山陰合同銀行従業員持株会	2.17%	
	明治安田生命保険相互会社	1.99%	
	住友生命保険相互会社	1.96%	
	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.63%	
	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.39%	
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.17%	
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.17%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	割当予定先は、当社普通株式を 675,600 株所有しております。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社と割当予定先との間で銀行借入の金融取引があり、2024 年 9 月末時点で借入残高は 6,746 百万円です。		
関連当事者への該当状況	該当事項ありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
連結純資産 (百万円)	353,191	313,208	325,089
連結総資産	6,775,158	6,877,489	7,360,564

(百万円)			
1株当たり連結純資産 (円)	2,260.27	2,023.95	2,114.72
連結経常収益 (百万円)	95,111	112,683	120,176
連結経常利益 (百万円)	20,791	21,722	24,727
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	14,485	15,463	16,800
1株当たり当期純利益 (円)	92.88	99.28	109.28
1株当たり配当金(円)	32	34	39

※なお、割当予定先は、東京証券取引所プライム市場に上場している国内金融機関であり、銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であることから、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他犯罪行為を行うことにより経済利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体との関係はないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

本優先株式については、本優先株式の発行により払い込まれる金銭を、割当予定先から当社が借り入れている有利子負債の弁済のための資金として使用する予定であります。この結果、当社の有利子負債が圧縮され、債務超過の解消を図ることが可能となります。割当予定先は、当社に対する貸付債権額が最大のメインバンクであり、当社としても本優先株式の発行を通じて、割当予定先には今後もご支援いただきたいと考えております。かかる理由により、当社は株式会社山陰合同銀行を割当予定先として選定いたしました。なお、当社と割当予定先は、当社に対する出資に関する事項について、本引受契約を締結することを合意しており、その概要は以下のとおりであります。

ア 事前承諾事項

当社は、本引受契約の締結日以降、割当予定先が本優先株式を保有している期間中、本引受契約に別段の定めのある場合その他一定の場合又は割当予定先の事前の書面による承諾（但し、割当予定先は、当社の判断を最大限尊重し、かかる承諾を不合理に拒絶又は留保してはならないものとする。）のある場合を除き、以下に掲げる各行為を行わず又はグループ会社をして行わせないものとするを合意しております。

- (1) 定款変更（但し、本定款変更及び法令等の改正に伴う形式的な変更を除く。）、当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当社グループの株式に転換可能な一切の権利の発行又は処分（当社グループの役職員に対して株式報酬として

- 付与する株式又は新株予約権を含む。)
- (2) 株式若しくは新株予約権の無償割当て、株式分割又は株式併合
 - (3) 合併、会社分割、事業の譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転、株式交付その他のこれらに類する組織再編行為
 - (4) 自己株式の取得（但し、法令等により要求される場合を除く。）
 - (5) 当社の株式に係る剰余金の配当
 - (6) 資本金又は資本準備金の額の変更
 - (7) 新たな子会社の設立、子会社の異動を伴う株式の取得又は譲渡その他の処分
 - (8) 1件につき3,000万円以上の資産の一部又は全部の譲渡・譲受
 - (9) 1件につき3,000万円以上の知的財産権の売却・処分
 - (10) 1件につき3,000万円以上のライセンスの放棄・処分
 - (11) 1件につき3,000万円以上の設備投資その他一切の投資及びかかる投資に係る資産の処分
 - (12) 借入、社債の発行その他資金調達のための債務負担行為（但し、子会社に対するものを除く。）
 - (13) (i) 第三者のための債務保証若しくは担保提供、又は(ii) 第三者からの保証差入又は担保提供の受入れ
 - (14) 当社グループが重大な支払債務を負担する契約（1件あたりの支払金額が2億円以上の契約を含む。但し、当社グループが通常の業務の過程で締結する顧客に対する売上に係る契約を除く。）の締結、変更（支払い条件の変更を含む。）又は終了
 - (15) 本件事業再建計画の変更（但し、軽微な変更を除く。）又は本件事業再建計画の内容を実質的に変更する予算計画、設備投資計画、投融資計画、収支計画その他の計画の策定及び変更（軽微な変更を除く。）
 - (16) 解散、清算又は倒産処理手続開始の申立て
 - (17) 当社グループの主たる事業の変更
 - (18) 役員報酬（賞与を含む。）の上限の改定及び金額の決定（但し、役員報酬の金額の決定については、当該決定時点で決算が確定済みの最終事業年度における本件事業再建計画上の数値計画が達成されている場合における、当該役員報酬の金額の決定を除く。）
 - (19) 本件関連契約の変更（但し、軽微な変更及び本件事業再建計画に基づく変更を除く。）
 - (20) 監査法人の変更
 - (21) 資金管理口座からの金員の引き出し（但し、当社が本件借入契約等（本引受契約締結日及び本第三者割当増資の払込期日において当社グループが借入人若しくは保証人となっている、各借入契約その他の資金調達に関する契約等（その後の

変更又はリファイナンス後の契約等を含む。)のうち、割当予定先が契約当事者であるもの)に基づき負担する債務について期限の利益を喪失した場合、又は下記エの各号に該当する事由が発生した、若しくは発生する具体的なおそれがあると引受人が合理的に判断した場合でない限り、資金管理口座の残高が3,000万円を超過している額の範囲内で金員を引き出すことについての割当予定先の事前の承諾は不要とする。)

(22) 株式会社モンスターラボによる決済口座からの資金の引き出し(但し、当社が本件借入契約等に基づき負担する債務について期限の利益を喪失した場合、又は下記ウの各号に該当する事由が発生した、若しくは発生する具体的なおそれがあると割当予定先が合理的に判断した場合でない限り、決済口座の残高が1億5,000万円を超過している額の範囲内で金員を引き出すことについての引受人の事前の承諾は不要とする。)

(23) 本優先株式の株主に不利益を与える株主総会の特別決議を要する行為(但し、本項各号において事前の承諾の対象から除外される行為を除く。)

イ 役員選任

割当予定先は、割当予定先が本優先株式を保有する限り、当社及び株式会社モンスターラボの役員のうち、取締役又は監査役の候補者1名を指名する権利を有しており、割当予定先及び当社は、当社の取締役又は監査役につき割当予定先指名役員が選任又は選定されるよう、当社の株主総会における議決権を行使し、当社の取締役をして、当社の取締役会における議決権の行使その他合理的な範囲で努力を尽くす旨合意しています。

ウ 普通株式を対価とする取得請求権に関する合意事項

本優先株式発行要項上、本優先株主は、本優先株式の発行日以降いつでも、本普通株式対価取得請求権を行使できる旨規定されていますが、当社は、割当予定先との間で、割当予定先は、本優先株式の払込期日からその3年後の応当日までの間は、本普通株式対価取得請求権を行使することはできない旨合意しています。但し、当該期間中であっても、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、割当予定先は、本普通株式対価取得請求権を行使することができます。当該期間中に以下に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、適時適切に開示いたします。

- (1) 当社が本引受契約上の重要な義務に違反した場合又は当社の表明及び保証が重要な点において真実でなく又は不正確であった場合
- (2) 本優先株式の払込期日において、本引受契約上の前提条件を満たしていなかったことが判明した場合
- (3) 当社が、以下に掲げる各条件に抵触した場合(但し、当該条件への抵触の有無を判断するに際しては、本引受契約に定める一定の事項による影響は考慮しないも

のとする。)

(i) 純資産 (単体・連結)

- ① 2025年12月期以降(2025年12月期を含む。)に到来する各事業年度末における当社の単体の貸借対照表上の純資産の部の金額が正の値であること。
- ② 2025年12月期以降(2025年12月期を含む。)に到来する各事業年度末における当社グループの連結の貸借対照表上の純資産の部の金額が正の値であること。

(ii) 経常利益 (単体)

- ① 2025年12月期以降(2025年12月期を含む。)、2027年12月までに末日が到来する各事業年度において、当社の単体の損益計算書上の経常利益の金額(但し、当該金額の算定に際しては、別途当社及び割当予定先が合意した突発的又は一時的な費用による影響は考慮しないものとし、割当予定先は、当社の合理的な要請に応じ、かかる費用の取扱いについて誠実に協議を行うものとする。)が、本引受契約に定める金額の70%を上回ること。
- ② 2027年12月31日以降に末日が到来する各事業年度において、当社の単体の損益計算書上の経常利益の金額が正の値であること。

(iii) 営業利益 (連結)

- ① 2025年12月期以降(2025年12月期を含む。)、2027年12月までに末日が到来する各事業年度において、当社グループの連結の損益計算書上の営業利益の金額(但し、当該金額の算定に際しては、別途当社及び割当予定先が合意した突発的又は一時的な費用による影響は考慮しないものとし、割当予定先は、当社の合理的な要請に応じ、かかる費用の取扱いについて誠実に協議を行うものとする。)が、本引受契約に定める金額の70%を上回ること。
- ② 2027年12月31日以降に末日が到来する各事業年度において、当社の連結の損益計算書上の営業利益の金額が正の値であること。

- (4) 本件借入契約等に規定されている条項に当社が違反し、又は債務不履行事由等に該当することにより、当社が当該本件借入契約等に基づき負担する債務について、期限の利益を喪失した場合

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

保有方針に関する取決めはありませんが、割当予定先は、当社の業績等に留意しつつ、保有方針を検討する予定です。本優先株式の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。また、当社は、割当予定先から、割当予定先が割当後2年以内に本優先株式第三者

割当増資により発行される本優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が2024年11月22日に関東財務局長に提出した第122期中(自2024年4月1日至2024年9月30日)に係る半期報告書に記載の連結の売上高、総資産額及び純資産額等の状況の記載を確認した結果、割当予定先が払込日までに本優先株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前 (2024年6月30日現在)	募集後
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合 19.92%	同左
イナガワ ヒロキ 15.16%	
GLOBAL SHARES EXECUTION SERVICES LIMITED CLIENT ASSET ACCOUNT MONSTARLAB (常任代理人 大和証券株式会社)	
日本郵政キャピタル株式会社 4.55%	
株式会社山陰合同銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	
鈴木 澄人 1.58%	
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	
イナガワ ケイコ 1.45%	
利根沢 正之 1.28%	
森トラスト株式会社 1.25%	

(2) 本優先株式

募集前 (2025年1月15日現在)	募集後
該当なし	株式会社山陰合同銀行 100%

8. 今後の見通し

本第三者割当増資により、当社の債務超過の解消を図ります。なお、現時点では本第三者割当増資による当社の業績への具体的な影響額については未定です。今後公表すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、希薄化率が 25%以上であることから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める株主の意思確認手続きとして、本株主総会において承認を得る予定です。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結) (単位:千円。特記しているものを除きます。)

決算期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上収益	9,346,424	14,270,932	13,346,962
営業利益 (△は損失)	△3,222,905	△389,677	△2,056,729
税引前利益 (△は損失)	△3,089,871	△447,069	△2,156,279
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△は損失)	△3,053,307	△674,767	△2,355,328
基本的1株当たり当期利益 (△は損失) (円)	△113.18	△24.51	△70.07
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	125.71	144.60	108.11

(注) 1. 上記指標は、国際会計基準 (IFRS) により作成しております。

2. 当社は 2022 年 11 月 21 日開催の取締役会決議に基づき、2023 年 1 月 5 日付で株式 1 株につき 50 株の株式分割を行っておりますが、2021 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的 1 株当たり当期利益 (△は損失) を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況 (2024 年 12 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	39,176,950 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	28,171,000 株	71.90%
下限値の転換価額 (行使価額)	—	—

における潜在株式数		
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度及び第81回新株予約権に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始 値	—	1,050円	275円
高 値	—	1,145円	453円
安 値	—	233円	86円
終 値	—	282円	88円

(注) 当社は2023年3月28日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の期間における株価情報はありません。

② 最近6か月間の状況

	2024年					2025年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始 値	253円	163円	135円	124円	114円	89円
高 値	253円	172円	149円	129円	115円	92円
安 値	148円	128円	114円	102円	86円	81円
終 値	162円	134円	124円	114円	88円	82円

(注) 2025年1月の状況につきましては、2025年1月14日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年1月14日
始 値	86円
高 値	86円
安 値	81円
終 値	82円

(1) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資(新規上場時)

払込期日	2023年3月27日
------	------------

調達資金の額	1,164,320,000円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき662.40円
募集時における発行済株式総数	31,701,950株
当該募集による発行株式数	普通株式1,800,000株
募集後における発行済株式総数	33,501,950株
発行時における当初の資金使途	①運転資金、②採用研修費、③外注費
発行時における支出予定時期	①運転資金：2023年1月～2023年12月（823百万円） ②採用研修費：2023年1月～2023年12月（154百万円） ③外注費：2023年1月～2023年12月（701百万円） ※上記の各充当予定額は、下記②の第三者割当増資による調達資金の額を加味した金額であります。
現時点における充当状況	① 支出予定のとおり充当済み ② 支出予定のとおり充当済み ③ 支出予定のとおり充当済み

②第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	2023年4月26日
調達資金の額	513,010千円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき662.40円
募集時における発行済株式総数	33,501,950株
当該募集による発行株式数	普通株式779,000株
募集後における発行済株式総数	34,280,950株
割当先	大和証券株式会社
発行時における当初の資金使途	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
発行時における支出予定時期	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
現時点における充当状況	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。

③新株予約権の発行

払込期日	2024年10月7日
------	------------

発行新株予約権数	300,000 個
発行価額	総額 14,400,000 円 (新株予約権 1 個につき 48 円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	4,244,400,000 円 (差引手取概算額 : 4,220,650,000 円)
割当先	EVO FUND
募集時における 発行済株式総数	34,326,950 株
当該募集における 潜在株式数	30,000,000 株
現時点における 行使状況	6,730,000 株
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	659,710,000 円 (差引手取概算額 : 657,000,000 円)
発行時における 当初の資金使途	①デジタルコンサルティング事業の運転資金 ②借入金の返済原資
発行時における 支出予定時期	①デジタルコンサルティング事業の運転資金 : 2024 年 10 月～2027 年 10 月 (2,220 百万円) ②借入金の返済原資 : 2025 年 1 月～2027 年 10 月 (2,000 百万円)
現時点における 充当状況	①現時点では充当していません。 ②現時点では充当していません。

11. 発行要項

別紙 1「株式会社モンスターラボホールディングス A 種種類株式発行要項」をご参照ください。

12. 本第三者割当増資の日程

2025 年 1 月 15 日	本第三者割当増資に係る取締役会決議
2025 年 3 月 27 日	本株主総会決議 (予定)
2025 年 3 月 28 日	本第三者割当増資の払込日 (予定)

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として A 種種類株式を追加し、

A 種種類株式に関する規定の新設、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の変更等を行うものです。なお、本定款変更については、本株主総会において本第三者割当増資及び本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件とします。

2. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙 2 「定款変更の内容」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程

本定款変更は以下の日程にて実施する予定となっております。

(1) 本定款変更に関する本株主総会付議に係る取締役会決議日	2025 年 1 月 15 日
(2) 本株主総会決議日 (予定) 本定款変更の効力発生日 (予定)	2025 年 3 月 27 日
(3) 本第三者割当増資の払込期日 (予定)	2025 年 3 月 28 日

Ⅲ. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分について

1. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本第三者割当増資と同時に本資本金等の額の減少を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。なお、本資本金等の額の減少については、本株主総会において本資本金等の額の減少に係る議案が承認されること及び本第三者割当増資に係る払込みが行われることを停止条件とします。また、当社は、会社法第 452 条の規定に基づき剰余金の処分として、本資本金等の額の減少により増加したその他資本剰余金の一部により繰越利益剰余金の欠損を填補することといたしました。なお、本剰余金の処分については、本剰余金の処分に係る議案が本株主総会で承認されること及び本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件とします。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

3,822,046,424 円 (但し、2025 年 1 月 15 日から 2025 年 3 月 26 日までの間に当社新株予約権が行使された場合は、当該新株予約権の行使により増加する資本金の額を加算し、当社 A 種種類株式の発行により増額する資本金の額が 1,650,000,000 円から減少した場合は、当該減少した額を控除した金額) を減少して 100,000,000 円とする。

(2) 減少する資本準備金の額

11,895,036,880 円 (但し、2025 年 1 月 15 日から 2025 年 3 月 26 日までの間に当社新株予約権が行使された場合は、当該新株予約権の行使により増加する資本準備金の額を加算し、当社 A 種種類株式の発行により増額する資本準備金の額が 1,650,000,000 円から減少

した場合は、当該減少した額を控除した金額)を減少し、25,000,000円とする。

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

3. 本剰余金の処分の要領

(1) 減少すべき剰余金の項目及び額

2025年2月に確定予定の2024年12月期に係る当社単体の貸借対照表上の繰越利益剰余金の欠損額(但し、本資本金等の額の減少により増加するその他資本剰余金の額がこれを下回る場合はその金額)

(2) 増加する剰余金の項目及び額

2025年2月に確定予定の2024年12月期に係る当社単体の貸借対照表上の繰越利益剰余金の欠損額(但し、本資本金等の額の減少により増加するその他資本剰余金の額がこれを下回る場合はその金額)

4. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の日程

(1) 本資本金等の額の減少に係る取締役会決議 本資本金等の額の減少議案に関する本株主総会付議に係る取締役会決議	2025年1月15日
(2) 債権者異議申述公告日(予定)	2025年2月19日
(3) 債権者異議申述最終期日(予定)	2025年3月19日
(4) 本株主総会決議日(予定)	2025年3月27日
(5) 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の効力発生日(予定)	2025年3月28日

5. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、また、本剰余金の処分は貸借対照表の純資産の部におけるその他資本剰余金を繰越利益剰余金とする振替処理であり、いずれも当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以上

株式会社モンスターラボホールディングス A 種種類株式発行要項

1. 株式の名称
株式会社モンスターラボホールディングス A 種種類株式（以下「A 種種類株式」という。）
2. 募集株式の数
33,000,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 100 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 1,650,000,000 円（1 株につき、50 円）
資本準備金 1,650,000,000 円（1 株につき、50 円）
5. 払込金額の総額
3,300,000,000 円
6. 払込期日
2025 年 3 月 28 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、全ての A 種種類株式を株式会社山陰合同銀行に割り当てる。
8. 剰余金の配当
 - (1) A 種優先配当金
当社は、各事業年度末日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。）に対し、下記 15. (1) に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、下記 (2) に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。）を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) A 種優先配当金の金額
A 種優先配当金の額は、3,300,000,000 円（以下「払込金額相当額」という。）に、以下に定める配当年率を乗じて算出した額とする。
$$\text{配当年率} = \text{日本円 TIBOR (6 カ月物)} + 2.0\%$$

「日本円 TIBOR (6 カ月物)」とは、配当基準日が属する事業年度の初日（但し、

当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日) (以下「配当年率決定日」という。) の午前 11 時における日本円 6 カ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート (日本円 TIBOR) として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関 (但し、日本円 TIBOR の公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。) によって公表される数値又はこれに準ずるものと合理的に認められるものを指すものとする。なお、配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。「営業日」とは、東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

(3) 参加条項

当社が A 種種類株主等に対して、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額 (下記(4)に定める。) を配当した後、普通株主等 (下記 15. (1)に定める。) に対して剰余金の配当を行うときは、同時に、A 種種類株主等に対して、A 種種類株式 1 株につき、それぞれ、普通株式 1 株あたりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を行う。

(4) 累積条項

ある事業年度において A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当 (当該配当に係る配当基準日が属する事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本(4)に従い累積した A 種累積未払配当金相当額 (以下に定義される。) の配当を除く。) の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日 (同日を含む。) 以降、実際に支払われる日 (同日を含む。) まで、同事業年度に係る上記(2)に定める配当年率で単利計算により累積する。本(4)に従い累積する金額 (以下「A 種累積未払配当金相当額」という。) については、下記 15. (1)に定める支払順位に従い、A 種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われる A 種累積未払配当金相当額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、下記 15. (2)に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める A 種日割未払優先配当金額を加えた額 (以下「A 種残余財産分配額」という。) の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日 (以下「分配日」という。) が配当基準日の翌日 (同日を含む。) から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種

類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該分配日が 2025 年 12 月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行う方法（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）により算出される A 種優先配当金相当額とする（以下、A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「A 種日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

(1) A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(2) 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び(iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は上記 9. (1) 及び 9. (3) に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分

配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 取得価額

取得価額は、95.9円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する

場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とし、「発行済普通株式数」は、当社が当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され又は当社に対して取得を請求できる株式を発行している場合には、その時点で当該株式の全てがその時点での条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、また、当社が新株予約権を発行している場合には、その時点で当該新株予約権の全てがその時点での条件で行使され普通株式が交付されたものとみなして算定される。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \text{1株当たり} \\ \text{払込金額}}{\begin{array}{c} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \text{普通株式1株当たりの時価}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない

場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取

得価額の調整を必要とするとき。

- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
 - (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (5) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (6) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (7) 普通株式の交付方法
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日の翌日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対

償還日の14日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価償還日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、A種種類株主に対して、次に定める金銭を交付するものとする。但し、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

A種種類株式1株当たりの取得価額は、金銭対価償還日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額をいう。なお、本12.においては、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

13. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

15. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	定款変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>120,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>150,000,000株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、 <u>それぞれ次のとおり</u> とする。 普通株式 <u>150,000,000株</u> A種種類株式 <u>33,000,000株</u>
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の <u>1単元の株式数は、100株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の <u>普通株式の1単元の株式数は100株</u> とし、 <u>A種種類株式の1単元の株式数は1株</u> とする。
第9条～第11条 (条文省略)	第9条～第11条 (現行どおり)
(新設)	<u>第2章の2 A種種類株式</u> (剰余金の配当) <u>第11条の2 (A種優先配当金)</u> 当社は、各事業年度末日(以下「 <u>配当基準日</u> 」 という。)の最終の株主名簿に記載または記録された <u>A種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」と</u> いう。)またはA種種類株式の登録株式質権者(A種 種類株主と併せて、以下「 <u>A種種類株主等</u> 」とい う。)に対し、第11条の9第1項に定める支払順位 に従い、 <u>A種種類株式1株につき、本条第2項に定</u> <u>める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によ</u> <u>りA種種類株式1株あたりに支払われる金銭を、以</u> <u>下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種</u> <u>優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA</u> <u>種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生</u> <u>じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>2 (A種優先配当金の金額)</u> A種優先配当金の額は、 <u>3,300,000,000円(以下</u> <u>「払込金額相当額」という。)</u> に、以下に定める配当

年率を乗じて算出した額とする。

$$\text{配当年率} = \text{日本円 TIBOR (6 カ月物)} + 2.0\%$$

「日本円 TIBOR (6 カ月物)」とは、配当基準日が属する事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「配当年率決定日」という。）の午前 11 時における日本円 6 カ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（ただし、日本円 TIBOR の公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと合理的に認められるものを指すものとする。なお、配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。「営業日」とは、東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

3 (参加条項)

当会社が A 種種類株主等に対して、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額（本条第 4 項に定める。）を配当した後、普通株主等（本条第 11 条の 9 第 1 項に定める。）に対して剰余金の配当を行うときは、同時に、A 種種類株主等に対して、A 種種類株式 1 株につき、それぞれ、普通株式 1 株当たりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を行う。

4 (累積条項)

ある事業年度において A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該配当に係る配当基準日が属する事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本項に従い累積した A 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）まで、同事業年度に係る本条第 2 項に定める配当年率で単利計算により累積する。本項に従い累積する金額（以下「A 種累積未払配当金相当額」という。）については、第 11 条の 9 第 1 項に定める支払順位に従い、A 種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われる A 種累積未払配当金相当額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(新設)

(残余財産の分配)

第 11 条の 3 (残余財産の分配)

当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、第 11 条の 9 第 2 項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額及び本条第 3 項に定める A 種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2 (非参加条項)

A 種種類株主等に対しては、本条第 1 項のほか、残余財産の分配は行わない。

3 (日割未払優先配当金額)

A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が 2025 年 12 月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行う方法（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）により算出される A 種優先配当金相当額とする（以下、A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「A 種日割未払優先配当金額」という。）。

(新設)

(議決権)

第 11 条の 4 A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

2 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(新設)

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の 5 (普通株式対価取得請求権)

A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第 2 項に定める数の普通株式 (以下「請求対象普通株式」という。) の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること (以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。) ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。

2 (A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)

A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii)A 種累積未払配当金相当額及び(iii)A 種日割未払優先配当金額の合計額を、本条第 3 項及び第 4 項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は第 11 条の 3 第 1 項及び第 3 項に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

3 (取得価額)

取得価額は、95.9 円とする。

4 (取得価額の調整)

(1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (ただし、その時点で当会社が

保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とし、「発行済普通株式数」は、当会社が当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に取得されまたは当会社に対して取得を請求できる株式を発行している場合には、その時点で当該株式の全てがその時点での条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、また、当会社が新株予約権を発行している場合には、その時点で当該新株予約権の全てがその時点での条件で行使され普通株式が交付されたものとみ

なして算定される。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）}} \times \text{1株当たり払込金額} \right)}{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}
 \end{array}$$

④ 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、本項第(4)号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得

され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤ 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が本項第(4)号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(2) 本項第(1)号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(3) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(4) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(5) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

5 (普通株式対価取得請求受付場所)

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

6 (普通株式対価取得請求の効力発生)

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が本条第5項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

7 (普通株式の交付方法)

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に對

して、当該 A 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(新設)

(金銭を対価とする取得条項)

第 11 条の 6 当社は、払込期日の翌日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価償還日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、A 種種類株主に対して、次に定める金銭を交付するものとする。ただし、A 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A 種種類株主から取得すべき A 種種類株式を決定する。

A 種種類株式 1 株当たりの取得価額は、金銭対価償還日における (i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び (iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額をいう。なお、本条においては、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(新設)

(譲渡制限)

第 11 条の 7 A 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(新設)

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

第 11 条の 8 当社は、A 種種類株式について株式の分割または併合を行わない。

2 当社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

<p>(新設)</p>	<p><u>3 当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第11条の9 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u></p> <p><u>2 A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u></p> <p><u>3 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p>
<p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第18条の2 第12条から第18条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p>
<p>第19条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第19条～第46条 (現行どおり)</p>